

さいたま市寡婦（夫）控除みなし適用申立書

平成 年 月 日

（あて先）さいたま市長

申立者 氏名 印

- 1 婚姻によらず母又は父となっている。
- 2 婚姻歴がない。
- 3 現在婚姻\*<sub>1</sub>をしていない。
- 4 扶養親族である人又は生計を一にする子\*<sub>2</sub>がいる。
- 5 合計所得金額が500万円以下である。

\*1 事実婚を含む。

\*2 総所得金額等が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び本申立て時点で、以上の1から5（5は寡夫又は特定寡婦に該当する方のみ）にあてはまることを申し立てます。また、万が一申立てに虚偽があれば、寡婦（夫）控除のみなし適用がされた決定の取り消しに伴う、利用の決定に伴う利得分又は給付額の増額分若しくは負担金等の減額分を返還します。

平成 年 月 日

氏名 印

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用にあたり、さいたま市が要件確認を行うために必要な範囲で、以下の情報を照会又は調査して取得することについて同意します。

- ・申立人の児童扶養手当に関する情報
- ・申立人及びその扶養親族又は生計を一にする子の住民基本台帳に関する情報、市町村民税の課税情報、及び戸籍の状況

平成 年 月 日

申立人 続柄 印

\_\_\_\_\_  
続柄 印

同居の扶養親族 続柄 印

又は生計を一にする子 続柄 印

\_\_\_\_\_  
続柄 印

【添付書類】

- 1 申立人及び扶養親族又は生計を一にする子の戸籍謄本又は抄本（発行後3か月以内のものに限る。） ※ 対象事業によっては、有効期間内の児童扶養手当証書の写しでも可
- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

（裏面も必ずお読みください）

## 【注意事項】

- 1 生活保護を受給している方、又はみなし適用がされなくても非課税の方は対象外です。
- 2 各事業を継続的に利用している場合、事業ごとの更新時期に、本申立てを行う必要があります。
- 3 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。
- 4 寡婦（夫）控除のみなし適用は、対象となる事業で実施しているものの負担額算定等に用いるものであり、所得税法及び地方税法上の控除を受けることができません。
- 5 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合、速やかにみなし適用がされている事業の窓口に応じ出してください。
- 6 ご提供いただいた個人情報は、寡婦（夫）控除のみなし適用にかかる目的で使用します。